

高齢者の終末ケアと人権擁護の研究

佐々木 隆志

Study of Terminal Care and Human Rights Protection for the Elderly

SASAKI Takashi

はじめに

高齢者の終末ケアと人権擁護については、今日までの歴史的な変遷のなかで老人福祉法制も含めて大きく変化してきている。特に昭和 38 年の老人福祉法制定のなかでは、措置の対象者としての高齢者の捉え方が主であり、平成 12 年の介護保険法により自立支援を主として、契約制度によるサービスの提供へと大きく変化してきている。

本稿では、高齢者の終末ケアマネジメントの基礎資料⁽¹⁾として、今日の高齢者保健・医療・福祉サービスのなかで高齢者の人権擁護に関する福祉サービスの要となる部分が、法制度の仕組みの中でどのように位置づけられているか考察する。さらに、高齢者の人権擁護と終末ケアとの関係性について在宅介護虐待事例を通して分析してみる。

1. 研究の基本的枠組み

本研究は高齢者の終末ケアとマネジメントの関係性について、平成 12 年 6 月の社会福祉基礎構造改革により進められた社会福祉法のなかでの高齢者福祉サービス利用者の立場について明確にし、そのなかで高齢者の人権擁護に関する部分を分析し、具体的に高齢者が終末に至るまでの過程のなかで高齢者の尊厳はどのように擁護されているか考察する。

2. 社会福祉法にみる高齢者の人権擁護

社会福祉法は高齢者福祉サービスに限らず、社会福祉全般についての共通的基本事項を定めた法律である。従来社会福祉事業法から社会福祉法になり第 1

条部分の目的が大きく変わっている。この法律目的の変化は、福祉サービス利用者及び社会福祉全般についての捉え方が、大きく変化していると言っても過言ではない。

1951（昭和26）年制定の社会福祉事業法と同法改正による、2000（平成12）年6月施行の社会福祉法の目的を以下にみてる。

この法律は、社会福祉事業の全分野における共通的基本事項を定め、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法その他の社会福祉を目的とする法律と相まって、社会福祉事業が公明かつ適正に行われることを確保し、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。（社会福祉事業法 第1条 目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。（社会福祉法 第1条 目的）

昭和26年の社会福祉事業法では、その目的概念は、広義の社会福祉として、社会福祉を目的とする事業について、その基本事業として児童福祉法を含む社会福祉主要六法をもって社会福祉の増進に資することを目的としている。第一の改正点は、社会福祉の捉え方を広い概念にした点である。一方、改正社会福祉法では、その主語の部分では「社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め・・・略」となっており、社会福祉の目的を達成する手段として従来の福祉主要六法の法律名をはずし、「社会福祉を目的とする事業の全分野・・・」となっており社会福祉を従来の六法の枠を超えて更に広義に捉えている。社会福祉の目的達成の為の具体的取り組みについては、従来の福祉六法に限らず、社会福祉を目的とする事業は全てを包括する形態をとっている。つまりこの部分の改正内容は、社会福祉の分野に介護保険をはじめとする、保健、医療、住宅、金融等高齢者分野など、高齢者の生活に直接的・間接的に関係する全ての分野を社会福祉分野に内包している。第二の大きな改正点は、「福祉サービスの利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図ること」を明確にした点である。前者は、「利用者」という概念が条文の中で新設されたことである。従来は、「要援護者等」とした表現が主であり、福祉サービスを利用する者が援護・更生の措置の対象となっている。この背景には新ゴールドプラン策定の1994（平成6）年以降当時の厚生省は、民間サービスの積極的推進を述べ

ている。さらに1980(昭和56)年代後半から、高齢者居宅サービス分野について民間事業者がガイドラインを示している。平成6年の「福祉ビジョン」のなかでは民間活力の導入を積極的に推進させることをあげ、2000(平成12)年4月施行の介護保険のサービスの質に寄与し、高齢者自身が福祉サービスを自由に選択できるように市場の拡大を目指したものである。このことからわかるように、従来の行政中心措置制度の福祉サービスから契約を中心としたサービスの授受関係のなかで大きな変化は、福祉サービス市場の拡大である。これは従来の福祉を目的とする事業、公益的な事業、営利を目的とする事業者など、事業の目的を異にする事業主体のなかで、これら三者が互いに競いサービスの質の向上と利用者に選ばれるサービスなど競争原理の導入が第1条の中で示されたことに特徴を見出すことができる。

換言するならば、従来の社会福祉サービスは、福祉六法をもってサービスを展開することを基本として、その事業は第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分類され、その事業主体は、地方公共団体及び社会福祉法人に限られていた。その為、戦後の社会福祉は救済・保護・援助を措置することが主である。

第二に旧法(社会福祉事業法)と新法(社会福祉法)の対比のなかでの特徴は、「福祉サービスの利用者の利益の保護」及び「地域における社会福祉の推進(以下「地域福祉」)」の位置付けである。つまり、社会福祉の目的達成のため、福祉サービスの利用者の利益の保護と、地域における社会福祉の推進の二点をあげている。前者は措置制度から契約制度へ福祉サービスが変わりつつあるなかで、そのサービスの利用者の基本的人権が守られ、リスクマネジメントを想定した内容である。さらに新法では、「福祉サービス」の用語が登場している。これは従来の社会福祉事業の福祉サービスとして位置付けから、さらに広範囲な社会福祉事業の展開・発展を意味している。すなわち、社会福祉を従来の狭義の社会福祉概念から広義の社会福祉としての捉え方に変化し、社会福祉を目指す取り組みを指している。よって、この「福祉サービス」としての語源はサービスそのものが市場原理のなかで一つの商品として意味を持つことになる。

平成12年6月社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する法律が可決され、対象となった法律は社会福祉事業法を含めた8つの法律である。この法律の見直しについては、平成12年4月から施行されている介護保険制度の円滑な実施や高齢者、重度障害者等の判断能力が怠る方に対しての法的整備として、成年後見制度の補完、地方分権の増進、社会福祉法人による不祥事の防止など社会福祉事業を広く捉え、さらにそれらの事業の不祥事の防止に資することが含まれている。改正の内容は、大別して4つの柱があり、(1)利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、(2)サービスの質の向上、(3)社会福祉事業の充実・活性化、(4)地域福祉の推進である。特に高齢者の人権擁護に該

当する改正箇所は、「利用者の立場に立った社会福祉制度の創設であり、その主たる内容は、地域福祉権利擁護制度（福祉サービス利用援助事業）」、苦情解決の仕組みの導入、利用契約についての説明・書面交付義務付けである。

以上みてきたように、社会福祉法による高齢者の人権擁護に関する内容は、介護保険による福祉サービスの市場原理のなかで、サービス利用者と提供者の対等な関係の中で、社会福祉法ではサービス提供する側がサービス利用者へ十分な説明責任を義務付けている。又、その契約内容の書面交付も介護サービスでは必須の条件である。

このようにサービスの援受関係のなかで、両者は対等な関係にあることになるが、現実的にはいくつかの課題を抱えていることになる。

高齢者施設に入所している者は、その多くは生活上のサービスの選択について利用者自身が判断することが難しいケースが多い。その為、法に明記された人権擁護についての具体的実践は、施設職員の倫理によるところが大きいといえる。さらに高齢者の終末ケアにおける人権擁護はますます難しい現状にある。

3．高齢者の終末ケアと人権擁護

介護保険法の改正により、厚生労働省はターミナルケアの基本要件を見直し、居宅サービスにおけるケアマネジメント体制の整備と強化を図っている。この改正は、終末期体制にある在宅の要介護認定者に対し、保険給付の対象とする指針を2005（平成17）年12月にまとめている。この内容は、介護保険法による特定疾病に対して、その内容を見直し保険給付の対象をさらに広げ、予防給付に寄与しようとした内容である。

高齢者の終末ケアとその人権擁護については、高齢者自身と家族、そしてサービス提供者による三者の関係性が重要になってくる。終末を迎えた家族のニーズについて、筆者の調査研究から以下の事項があげられる。家族のニーズとして、クライアントの終末ケア状態を知りたい。クライアントのそばにいたい。クライアントの死期が近いことを詳しく知りたかった。クライアントを少しでも安楽にしてあげたい。施設の方々にもっと終末ケアの状況を理解して欲しい。である。

近藤克則らの研究では、⁽²⁾質の高い終末期ケアについて4つの条件をあげている。

本人や家族の明確な意思表示があること。ケアを支える介護力や周りの人々のサポートがあること。終末期ケアを支える医学医療ケアが受けられること。本人や家族の願いを実現するために、利用できる資源を結びつけるケアマネジメントがなされること。

この研究から、本人や家族の終末への希望をどのようにケアマネジメントの

なかに生かされているかにより、そのサービスの質は変わってくるのがわかる。さらに、これらが実施される条件は、その介護保険法の介護給付のなかで捉える必要がある。

改正介護保険では「末期」と医師が判断した場合、給付の対象とする方針が出されている。⁽³⁾「厚生労働省は、2006年度からの改正介護保険制度の対象に加える40～64歳の自宅療養中の末期がん患者に関する方針を、社会保障審議会介護給付費分科会に示している。この場合、第二号被保険者で対象となるのは、介護を要する期間が6ヶ月以上継続することが見込まれ、要介護状態の原因が加齢に伴う特定疾病（ALSなど15種類）に該当する人」としている。

4. 高齢者虐待防止法と高齢者の人権擁護

高齢者の人権擁護と虐待に関する研究は、日本では多々良紀夫らにより2000（平成12）年より進められてきている。⁽⁴⁾この研究は全国各地の700ヶ所以上の在宅介護支援センターと老人デイサービスセンターを対象に、高齢者虐待の有無について調査している。この研究から多々良の研究では、高齢者虐待の種類を、身体的虐待、世話の放任、情緒的・心理的虐待、金銭的・物質的な搾取、性的虐待の五つのタイプに定義付けを行っている。この研究からいくつかの特徴を見出すことができる。第一に虐待で最も多かったのは「世話の放任52.3%である。第二に、被虐待者の主たる介護者（続柄）は、子の配偶者4,063件（40.0%）、子ども340件（35.5%）の順になっている。」虐待のタイプと被虐待者の主たる介護者をみても、「身体的虐待」では、「子の配偶者」37.7%、「子ども」32.4%、「世話の放任」では、「子の配偶者」42.3%、「子ども」34.6%の順になっている。

日本における高齢者虐待に関する研究では以下の研究がある。

【先行調査研究の概要】

調査名・調査主体・実施時期	調査方法	調査結果の概要
高齢者の福祉施設における人間関係の調整に係わる総合的研究 (調査名に「福祉施設における」とあるが、調査対象は家庭内虐待事例) 高齢者処遇研究会 代表 田中 荘司	全国400か所の在宅介護支援センターへ調査票を郵送し、過去半年間に把握した虐待事例について回答を求めた。回収率55.0%	被虐待者144名(男41女103) 延209件の虐待 世話の放棄・拒否 56.9% 身体的虐待 38.9% 心理的虐待 31.9% 経済的虐待 15.3% 性的虐待 2.1%

(1994年6月)		
<p>老人虐待と支援に関する研究 (2)</p> <p>東京医科歯科大学医学部保健衛生学科老人看護学講座 老人虐待研究プロジェクト</p> <p>代表 高崎 絹子 (1996年6月)</p>	<p>埼玉県(92 か所)・福岡県(220 か所)・山形県(56 か所)の保健所、市町村、訪問看護ステーション、在宅介護支援センター、計 368 か所の看護職 1,811 名へ調査票を郵送し、過去2年間に把握した虐待事例について回答を求めた。回収率 81.8%</p>	<p>被虐待者 171 名 (男 36 女 125 不明 10)</p> <p>延 298 件の虐待</p> <p>世話の放棄・拒否 59.1%</p> <p>身体的虐待 40.9%</p> <p>心理的虐待 50.3%</p> <p>経済的虐待 18.7%</p> <p>性的虐待 0.6%</p>
<p>高齢者虐待の全国実態調査～主として保健・福祉機関調査より～</p> <p>大阪高齢者虐待研究会 事務局代表 津村 智恵子 (1997年3月)</p>	<p>全国 4,150 か所の在宅要介護高齢者介護関連機関(保健所、市町村保健センター、在宅介護支援センター、訪問看護ステーション、高齢者総合相談センター、老人性痴呆疾患センター、精神病院・診療所等)へ調査票を郵送し、1995 年度1年間に把握した虐待事例について回答を求めた。回収率 36.9%</p>	<p>被虐待者 1,183 名、うち 974 名(男 398 / 女 572)について分析</p> <p>世話の放棄・拒否 58.8%</p> <p>身体的虐待 47.2%</p> <p>心理的虐待 46.0%</p> <p>経済的虐待 15.3%</p> <p>性的虐待 0.3%</p>
<p>高齢者虐待の発生予防及び援助方法に関する学際的研究</p> <p>長寿科学総合研究多々良研究 班主任研究員 多々良 紀夫 (1999年3月)</p>	<p>全国の老人デイサービスセンター1,000 か所、在宅介護支援センター1,000 か所、計 2,000 か所へ調査票を郵送し、過去2年間に把握した虐待事例について回答を求めた。回収率 36.6%</p>	<p>被虐待者 1,058 名(男 277 女 781)</p> <p>延 298 件の虐待</p> <p>世話の放棄・拒否 32.2%</p> <p>身体的虐待 30.8%</p> <p>心理的虐待 22.8%</p> <p>経済的虐待 13.0%</p> <p>性的虐待 1.2%</p>
<p>特別養護老人ホームにおける高齢者虐待に関する実態と意識調査</p> <p>高齢者処遇研究会</p>	<p>全国の特別養護老人ホームから 1,997 か所を抽出して調査票を郵送し、過去1年間に発生した虐待・不</p>	<p>被虐待者 203 名(男 48 女 147 不明 8)</p> <p>世話の放棄・拒否 13.3%</p> <p>身体的虐待 47.3%</p>

代表 田中 荘司 (2000年3月)	適切行為について回答を求めた。回収率 34.7%	心理的虐待	44.3%
		経済的虐待	0.5%
		性的虐待	7.9%
		その他	18.7%

以上のような日本の先行研究から、わが国では、2005（平成17）年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立している。この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的としている。

同法により高齢者虐待の定義を以下に定めている。

- | | |
|---|--|
| 一 | 養護者とその養護する高齢者について行う次に掲げる行為。（法第2条） |
| イ | 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 |
| ロ | 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、八または二に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。 |
| ハ | 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 |
| 二 | 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 |
| ニ | 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 |

上記の内容から高齢者虐待は「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」に分類される。

この法案が成立可決した背景には、日本の高齢者介護の現状が極めて深刻であることを意味している。

以下の事例は主たる介護者が、在宅の要介護者を殴り殺したケースである。

高齢者虐待の事例

〔家族構成〕

母親（当時73歳）

息子（39歳）二人暮らし

〔介護経過〕

- ・昭和 60 年母親退職、
 - ・昭和 61 年、息子静岡へ戻り母同居
母親意識消失発作、頭痛（入院治療）・平成 9 年 2 月会社を退職、
 - ・平成 10 年 10 月脳梗塞で倒れ入院（左半身不随の後遺症残）
在宅介護（ヘルパー）の資格を取得
 - ・平成 11 年 3 月 7 日 母親を自宅へ引取る。
（機能回復のためリハビリ実施、市役所へ介護ベッド・車イス貸与申請）
母、リハビリ抵抗・嫌がる。手足や顔を平手で殴る。
 - ・6 月下旬民生委員に相談 7 月下旬母親特養へ体験入所、
週 2 回ホームヘルプ利用
月 3 回程度ショート利用、 ・ショートから帰ると失禁するようになる
 - ・平成 11 年 7 月下旬 特養への長期入所申出、
 - ・平成 11 年 9 月 18 日 朝より 3 回失禁有、食事も指示通り摂らない。
午後 7 時前 4 回目の失禁有、怒りを抑えながら失禁の後始末、母親に排尿を迫る。
* 母親は他人事のような返答、左顔面を平手で 3 回殴打、腹部を 3 回足蹴。
救急車運ばれる。
 - ・平成 11 年 9 月 25 日 午後 2 時 2 分 死亡
- 判決要旨主文**
- ・被告人を懲役 3 年とする。
 - ・この裁判確定の日から 5 年間右刑の執行を猶予する。

（ 1 ）事例

本件犯行に至るまでの経緯をみると、次のとおりである。

被告人の母親は、昭和 60 年に退職するまで看護師として勤務していたもので、その晩年の昭和 59 年に左聴神経鞘腫を患い、開頭腫瘍摘出手術を受け、間もなく夫と離婚して一人暮らしとなった。このため、一人息子の被告人は、母親を不憫に思い、東京都内の大学を卒業した昭和 61 年春、静岡に戻って就職し、母親と同居した。その直後、母親が意識消失発作・頭痛により一月ほど入院治療を受け、その後もしばしば意識を失って倒れることがあったことから、被告人は、母親のことが心配で仕事が手に着かないなどの理由で、平成 7 年ころに仕事を辞め、以後は自宅にいる生活を始めた。ところが、母親は、平成 10 年 10 月に脳梗塞で倒れ、一命は取り留めたものの左半身不随の重い後遺症が残った。被告人は、母親が倒れてから発見までに時間がかかり過ぎた旨医師に言われて自責の念にかられ、母親に付き添って懸命に介護し、リハビリセンターの医師

から施設入所を勧められても、「母親を姥捨山にやるような真似はしたくない。」などと答え、在宅介護を決意した。平成11年3月7日以降、母親を自宅に引き取り、機能回復のためにリハビリ運動を毎日した。母親は、当初リハビリ運動を素直に受けていたが、やがて、その際の強い痛みから、リハビリ運動を嫌がり、これを無理にでも行おうとする被告人に強く抵抗した。被告人は、母親のためにはリハビリが必要と考え、同年5月下旬頃から、抵抗する母親の手足や顔を平手で叩いたり、腿に噛みつくなどして、無理にリハビリ運動を施したりもした。そして、これまで母親に尽くしてきたことが否定されたように感じて落胆しつつ、民生委員に相談の上、同年6月中旬、母親を特別養護老人ホームに体験入所させ、その後同様の施設に月3回程度、2泊3日でショートステイさせた。被告人は、体験入所する特養では、十分なりハビリ運動が行われず、機能回復どころか現状維持もできず、いずれ母親が寝たきり状態になってしまうと焦慮していたところ、帰宅後の母親がリハビリ運動を希望したため、安堵し、再び熱意を込めて介護に当たった。しかし、母親は、間もなく、痛みを訴えてリハビリ運動に協力しなくなった。また、母親は、ショートステイから帰ると、失禁をするようになった。被告人は、その都度母親に注意したが、失禁が改まらず、回数を増し、母親の応対も真剣味が感じられないとして立腹し、時折、その腿や頬を平手で叩いた。このため、母親は、同年7月、辛いリハビリ運動等から逃れたいとして、特養への長期入所を希望した。被告人も迷った末に、右希望を入れて同月中旬入所手続を執ることとした。しかし、実際の入所時期の目途が立たなかったため、それまではリハビリ運動を母親に施さなければ、寝たきりの母親を抱えて働きにも出られず、経済的にも行き詰ってしまうなどと考えて苛立ちを募らせ、同年9月に入ると、一時収まっていた母親への暴力も時折繰り返した。

同月18日、母親は、朝から3回失禁し、食事も被告人の指示どおりに摂らなかった。被告人は、同日午後7時前、母親をトイレに連れて行くと、その日4回目の失禁をしていることが分かり、怒りを抑えながら、失禁の後始末をし、母親の排尿を待ったが、母親の排尿はなかった。そこで、苛立ちながら更に母親に排尿を迫ると、母親が他人事のような返答をしたため、立腹し、判示犯行に及んだ。

犯行に至る経緯は右のとおりであり、本件は、被告人が慈しみ育ててくれた母親に対し、一時の怒りに身を任せ暴行を繰り返した、その悲しい帰結である。

動機は、被告人が日々の介護の中で苛立ちを募らせ、ストレスを溜めていたところ、母親の態度に立腹し、ストレスを爆発させたことによるものである。しかし、被告人の介護の計画は、その預金と母親の年金収入などからすると、このまま被告人が無職で介護を続ければ3年間で家計が破綻するので、それま

で早く母親を自立させ、せめて身の回りのことを自分で出来るようにして、被告人が稼動して収入を得るといふものであり、そのためには、リハビリを1日でも怠れば筋肉が萎縮硬直化して回復が遅れるし、痛がってもリハビリ運動を続けなければならないとの思いから日課を立てており、母親の機能回復の程度やその日の体調にそれほど配慮した形跡のないものであって、それ自体が思い込みの激しい厳格なものである。高齢で、しかも脳梗塞による後遺症があった母親は、当初はリハビリのときハンカチを口に咬んで痛みを耐えていたものの、その痛みを堪えかねてリハビリを嫌がるに至ったのであり、被告人の望んだとおりに母親が行動するのは無理があった。まして、訪問看護婦やホームヘルパー等が母親の青痣や瘤を見て、「母親に暴力を振るわないで。長い目でリハビリをやっていこうね。」などと言ったのに、被告人が「障害と闘う気持ちがなければだめだ。そんなこと言うなら訪問に来なくていい。」と激昂し、暴行を続けたことは、いかにも悔やまれる。関係機関の援助を受けながら、それなりの穏当な方法はいくらかでも考えられたのであって、施設入所について、「姥捨山にやるような真似」として、自らが母親の自立のための介護をするという被告人の思い入れは所詮視野の狭い押し付けである。被告人が唯一保護すべき立場にあったことも考えると、本件動機は短慮で、真の思いやりを欠けた身勝手なものというほかない。

犯行動態は、便座に座り、左半身不随の高齢で痩せ細った母親に対し、脳腫瘍、意識喪失そして脳梗塞を病歴とするその顔面を力任せに3回平手で殴打し、さらに、母親の謝罪の言葉も意に介さず、むしろ馬鹿にした言い方だとして逆上し、その腹部を力任せに3回足蹴にしている。弱者に対する配慮のない一方的なもので、しかも、執拗かつ強度で、危険である。

母親は、何の落ち度もないのに、実の息子に暴力を振るわれ、硬膜下血腫、恥骨周囲筋肉内出血等の傷害を負わされ、意識が戻らないまま幸せ薄い人生を終えるに至ったのであって、哀れというほかになく、その無念、悲嘆は察するに余りある。

高齢化する現代社会において、老人介護は大きな問題であるが、被告人の身勝手な思い込みから引き起こした本件犯行は、社会に多大な影響を与えており、この点も量刑において見過ごしにはできない。

以上の諸点に鑑みれば、被告人の刑事責任は重い。他方、被告人は、母子密着の心理状態もあって、仕事を辞めて社会的な視野が狭窄していく中で、平成10年10月に母親が脳梗塞で倒れた後には、その発見が遅れたことへの自責の念もあって、母親の介護を一身に背負い込む決意を固めたものの、リハビリ運動に素直に応じない母親の気持ちが理解できずに苛立ち、これに加えて、母親に失禁等痴呆症の初期症状が見え始めとことにも焦りを深め、打開策がみいだ

せないまま精神的に疲労していったのであって、その経緯には同情の余地がある。一時の怒りに身を任せて母親に暴力を振るったとはいえ、被告人の心情及び行動としては誠心誠意を尽くして介護の努力をして来た。半身不随となった老人を在宅介護する近親者は、被介護者の元気なときを知っておりその回復を願わずにはおれず、また、一日中介護に携わっておれば、その精神的肉体的疲労が蓄積しがちであって、その苦労は並々ならぬものがある。被告人は、自宅介護になってから、朝6時45分に起床してから夜9時過ぎまで、夕食後の約1時間半以外、母親の起床時の世話から始まり、朝食の準備、リハビリ、買い物、昼食準備、リハビリ、身体拭き、夕食の準備、一日8回のトイレ介助と一日中母親の介護に明け暮れており、その誠意と努力は、病院入院中、リハビリセンター入所中及び在宅介護中も周囲の関係者が一致して評価している。また、母親が脳梗塞予防薬を服用していたため、本件殴打により切れた静脈からの出血が止まらず、左大脳半球全体に血腫ができた可能性があること、被告人は、本件結果に衝撃を受け、自首こそ成立しないものの、犯行直後から病院や119番に連絡をするなど母親の救護に努め、取調べにおいても当初から素直に犯行を認めるなどして深い反省改悛の情を示していること、これまで前科前歴はないことなど、被告人のために酌むべき諸事情もある。

そこで、以上の諸事情を総合考慮し、亡くなった母親の被告人に対する本件刑事処分についての心境を付度し、被告人に対しては、その刑責は重いものの、その刑の執行を猶予し、社会内で母親の冥福を祈らせつつ更生する機会を与えるのが相当と判断した。⁽⁵⁾

おわりに

本研究では、高齢者の人権擁護と終末ケアの課題について考察してきた。その結果、改正社会福祉法により、高齢者の人権擁護の部分はかなり整備されつつあるが、一方では高齢者虐待の増加があげられ、主たる虐待者は介護者である。先に述べた事例からも介護の抱え込み、ストレスが要介護者に向けられるケースが極めて多い現状にある。特に居宅生活を営む高齢者にとってADLが低下した者が、虐待を受けやすいことがいえる。その為、高齢者の終末ケアにおいては、社会福祉専門職の早期発見、介入、そして予防が改めて重要なことが再認識された。さらに難しい点は、高齢者自身が家族内における虐待を表面化し、第三者に公になることを望まない場合が多い。それは、「私の育て方がよくないから」「他人の家の事に口出ししないで欲しい」「親子の縁が大切で長くこの家にいたい」等々の理由からである。つまりここに日本型の居宅介護・終末ケアと人権擁護の問題点があげられ、終末ケアマネジメントの必要性が生じてくる。

(注)

- (1) 佐々木隆志「高齢者の終末ケアに関するケアマネジメントの研究」『研究紀要』静岡県立大学短期大学部 第19号, 2006年3月, pp63~71.
- (2) 宮田和明、近藤克則、樋口京子『在宅高齢者の終末期ケア』中央法規出版, p236, 2004年.
- (3) 「福祉新聞」第2271号、福祉新聞社、2005年11月28日号.
- (4) 多々良紀夫編著『高齢者虐待日本の現状と課題』中央法規出版, 2001年.
- (5) この事例は、平成12年3月静岡地方裁判所が出された判決要旨を筆者がまとめたものである。

本研究は、『平成17年度文部科学省科学研究費補助金〔一般研究(C)(2)〕(課題番号:16530391)』の研究助成を受け進めているものであり〔研究課題:高齢者の終末ケアに関するケアマネジメントの研究 研究代表者 佐々木隆志〕本稿はその一部である。

(ささき たかし / 静岡県立大学短期大学部 社会福祉学科 教授)

(2006年3月28日受理)